

東日本大震災被災者に係る船員保険の一部負担金の免除措置について

東日本大震災による被害を受けた方について、以下の区分に応じて、令和6年3月1日以降も「医療機関での窓口負担（一部負担金等）の免除」措置を延長しました。

船員保険では25名の対象者に、該当する区分に応じた新たな有効期限の免除証明書を令和6年2月末までに送付しました。

| 対象区分 | 期間 |
|---|-------------|
| 特定復興再生拠点区域の指定が解除された区域の上位所得層に該当する方 | 令和6年9月30日まで |
| 帰還困難区域が解除されない区域の方 | 令和7年2月28日まで |
| 次の区域等の方であって、上位所得層（※1）に該当しない方 ・ 旧緊急時避難準備区域の方 ・ 特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 ・ 旧帰還困難区域の方 ・ 旧居住制限区域の方 ・ 旧避難指示解除準備区域の方 | |

（※1）上位所得者とは、船舶所有者から受ける毎月の給料などの報酬の月額が53万円以上の被保険者をいいます。